

「第4期京都市民長寿すこやかプラン」(京都市高齢者保健福祉計画・
京都市介護保険事業計画)の策定について

少子長寿化が進展し、高齢者を取り巻く生活環境が大きく変化する中、高齢者施策を総合的に推進するため、従来から「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定・推進してきており、市民アンケート調査、市民説明会やパブリックコメントを通じて、市民の皆様から貴重な御意見・御提言をいただくとともに、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会における幅広い議論を踏まえ、平成21年度から23年度の3年間を計画期間とする「第4期京都市民長寿すこやかプラン」を策定したので、お知らせします。

1 プランの概要

(1) 特徴

- ・ 地域における高齢者保健福祉サービス全般にわたる供給体制づくり
- ・ 施設整備、介護サービス、介護予防事業等の目標量、見込量等を定めています。

(2) 基本理念、政策目標及び重点課題

ア 基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせる社会の構築

イ 政策目標

- ① 一人ひとりが尊厳を保ち、充実した高齢期を実現できるまち
- ② 健やかな生活を送ることができるまち
- ③ 地域で安心して自立した生活を続けられるまち
- ④ 高齢者がいきいきと参加でき、すべての世代が支え合えるまち

ウ 重点課題(重点課題の下に、186項目の施策・事業を掲載しています。(別紙参照))

- ① 認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援
- ② 総合的な介護予防の推進
- ③ 健康増進・生きがいつくりの推進
- ④ 地域における総合的・継続的な支援体制の整備
- ⑤ 介護保険事業の適正かつ円滑な運営
- ⑥ 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

(3) 介護保険施設・居住系サービスの整備等目標数

(人分)

	21年度	22年度	23年度	26年度
介護老人福祉施設	4,585	4,664	4,931	5,518
介護老人保健施設	3,603	3,661	3,761	4,079
介護療養型老人保健施設	0	0	0	1,625
介護療養型医療施設	2,935	2,935	2,935	0
認知症対応型共同生活介護	703	847	991	1,423
介護専用型特定施設	181	342	495	953
特定施設入居者生活介護（混合型）利用者数	1,261	1,441	1,566	1,824

(4) 居宅サービス利用量（平成23年度）

これまでのサービスの利用実績（各サービスの利用率）等をもとに、サービスの利用量を見込みました。

居宅サービス	予防給付	介護給付	地域密着型サービス	予防給付	介護給付
訪問介護	7,340人	223,061回	夜間対応型訪問介護	-	742人
訪問入浴介護	-	3,578回	認知症対応型通所介護	4回	4,757回
訪問看護	985回	22,856回	小規模多機能型居宅介護	15人	511人
訪問リハビリテーション	306回	3,961回	その他サービス	予防給付	介護給付
通所介護	2,430人	82,851回	居宅介護支援・介護予防支援	10,503人	25,366人
通所リハビリテーション	777人	36,102回	特定福祉用具販売	221人	533人
短期入所生活・療養介護	344日	32,398日	住宅改修	241人	396人
居宅療養管理指導	284人	4,097人			
福祉用具貸与	1,625人	14,135人			

※いずれも1箇月あたりの利用量

(5) 地域支援事業（介護予防事業）の見込量

地域支援事業のうち、介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）は、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（平成23年度において高齢者人口の5%程度）を対象として見込んでいます。

介護予防事業の参加者数は、事業の段階的な達成という観点から、平成21年度は対象者数の10%とし、22年度は14%、23年度は18%と設定しました。

	21年度	22年度	23年度
参加者数（対象者数）	1,627人（16,271人）	2,330人（16,649人）	3,065人（17,028人）

〔参考〕第1号被保険者の介護保険料について

平成21年4月からの第1号被保険者の介護保険料については、市会での議決を経て、次のとおり定めました。

保険料段階区分及び保険料率については、基本的には現行の9段階を継続し、更に被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細やかな設定を行います。

なお、第4段階に区分されている被保険者のうち、本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円以下である低所得の方については、第4段階の本来の保険料よりも低い保険料率（基準額×0.9）を設定し、低所得者層の保険料負担の軽減を図ります。

【第1号被保険者の介護保険料】

所得段階区分		保険料率	平成21~23年度の 保険料年額（月額）	
第1段階	○本人が生活保護を受給している場合 ○本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	基準額×0.5	27,060円 (2,255円)	
第2段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合 本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の場合			
第3段階	○本人が単身の場合を含む)	基準額×0.75	40,590円 (3,383円)	
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の場合	基準額×0.9 48,708円 (4,059円)	
		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える場合	基準額 54,120円 (4,510円)	
第5段階	○本人が市民税（減免前）課税の場合	前年の 合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1 59,532円 (4,961円)
第6段階			200万円未満	基準額×1.25 67,650円 (5,638円)
第7段階			400万円未満	基準額×1.5 81,180円 (6,765円)
第8段階			700万円未満	基準額×1.75 94,710円 (7,893円)
第9段階			700万円以上	基準額×2.0 108,240円 (9,020円)

また、保険料の納付が困難な方に対しては、個別事情に応じ、納付相談を行うとともに、経常的な低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度については、これまでの対象者に加え、著しく生活に困窮している方にも対象範囲を拡大します。

【本市独自の保険料減額制度】

		第1段階、第2段階、第3段階 (第4期において拡大)	第3段階 (第3期から継続)
減額対象者		保険料の所得段階区分が <u>第1～3段階</u> の方(生活保護受給者は除く)で、経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められる方(以下のすべての要件を満たす必要があります)	保険料の所得段階区分が <u>第3段階</u> の方で、経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められる方(以下のすべての要件を満たす必要があります)
減額の適用要件	収入要件	前年1年間の収入金額が、単身世帯の場合 <u>60万円以下</u> 、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>24万円</u> を加算した金額以下であること	前年1年間の収入金額が、単身世帯の場合 <u>120万円以下</u> 、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>48万円</u> を加算した金額以下であること
	資産要件	預貯金等(生命保険を除く)が、単身世帯の場合240万円以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した金額以下であること 不動産について、居住用以外の土地及び家屋を有していないこと	同 左
	扶養要件	減額対象者が、他の世帯に属する者の所得税若しくは市町村民税の扶養親族又は医療保険の被扶養者でないこと	同 左
減額内容		第1～2段階(基準額×0.5)、第3段階(基準額×0.75)の保険料額を <u>基準額の1/4相当(基準額×0.25)</u> に減額します	第3段階(基準額×0.75)の保険料額を <u>基準額の1/2相当(基準額×0.5)</u> に減額します

2 冊子の配布

本冊及び概要版を次のとおり作成し、平成21年4月13日（月）から希望される市民の皆様^様に無料配布します。

(1) 規格・発行部数

ア 本冊

A4版 208ページ 5,000部

イ 概要版

A4版 28ページ 20,000部

(2) 配布場所

市役所案内所、保健福祉局長寿福祉課・介護保険課、各区役所・支所福祉部福祉介護課・支援（保護）課、地域包括支援センターなど

この他、市役所西庁舎1階南側「情報公開コーナー」においても閲覧することができます。

3 その他

本日開催する平成20年度第4回京都市民長寿すこやか推進協議会で「第4期京都市民長寿すこやかプラン」について報告します。

重点課題ごとの主な施策・事業

※（ ）は新規項目数

重点課題	施策・事業 項目数	主な項目
1 認知症をはじめとする要援護高齢者及びその家族の生活支援	39 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 施設・居住系サービスの整備促進 ◦ 小規模特別養護老人ホームの整備促進 ◦ ケアハウスの整備促進 ◦ 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実 ◦ 施設・事業所の認知症ケア技術の向上〔新規〕 ◦ 虐待の早期発見・早期対応 ◦ 受け皿となる施設等サービス提供基盤の充実や在宅医療の充実〔新規〕
2 総合的な介護予防の推進	31 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携 ◦ 口腔機能向上教室の実施 ◦ 地域介護予防推進センター事業の充実〔新規〕 ◦ 介護予防の普及・啓発〔新規〕 ◦ 栄養と運動の教室の実施〔新規〕
3 健康増進・生きがいづくりの推進	25 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 歯の健康づくり施策の実施 ◦ 健康づくりに関する情報を市民に総合的に発信する手法の検討〔新規〕 ◦ 市民参加型ないし市民主体の健康づくり支援活動を活性化するための環境整備〔新規〕 ◦ 高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター（仮称）」の整備〔新規〕
4 地域における総合的・継続的な支援体制の整備	27 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 地域密着型サービスの基盤整備 ◦ 認知症高齢者グループホームの整備促進〔新規〕 ◦ 地域密着型サービスの普及・啓発〔新規〕 ◦ 高齢者に係る情報格差解消に向けた支援〔新規〕 ◦ 「一人暮らしお年寄りサポーター」の創設〔新規〕 ◦ 高齢者のコミュニケーションの場の設置〔新規〕
5 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	22 (6)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施 ◦ 地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の実施 ◦ 介護予防支援事業者の指定、指導監督の実施 ◦ 介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応 ◦ 潜在的有資格者の掘り起こし〔新規〕 ◦ 誰もが研修を受講しやすい体制の構築〔新規〕
6 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進	42 (7)	<ul style="list-style-type: none"> ◦ お年寄り子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進〔新規〕 ◦ 福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進〔新規〕 ◦ 移動に制約のある方への支援〔新規〕 ◦ 災害時要援護者名簿の整備〔新規〕 ◦ 市民との協働による消費者啓発〔新規〕
合計	186 (31)	

